

事 務 連 絡  
平成20年12月26日

ロシア向け施設登録者  
ロシア向け輸出者 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
水産庁漁政部加工流通課

ロシア向け水産食品輸出に関し新たにロシアから提供依頼のあった情報について

#### 1. これまでの経緯

平成20年11月25日付け事務連絡により、「ロシア向け水産食品輸出に関するロシアの新たな規則について」お知らせしたところです。その後、ロシア側と調整した結果、一部の登録施設のご協力の下、平成20年12月16日～18日に現地視察を実施し、その結果を踏まえた日露専門家間の会合が12月22日に開催されたところです。

#### 2. 来年1月1日以降のロシア向け水産食品の輸出について

現地視察及び会合では、ロシア側から我が国の食品衛生に関する制度、視察施設の衛生状況等に関し、特段指摘等はありませんでしたが、現在、ロシア国内での手続が進められているところです。今後、ロシア側から正式な回答を受けて、改めて関係者の皆様への連絡を予定しています。

#### 3. ロシア側から新たに提供依頼のあった情報について

12月22日の会合において、以下の 及び を含む登録施設毎の毎月のロシアへの輸出実績及び変更の都度の以下の を含むロシア向け水産食品登録施設のリストについて、ロシア側より情報を提供するよう依頼があったところです。

ロシア側の輸入業者の名前（なお、ロシア側は、この情報をロシアにおける輸入許可に関する手続きをスムーズに行うために活用するとしています。）

輸入原材料を利用した水産食品をロシアに輸出する場合には、原産国及び当該国の供給施設の番号（以下のホームページに掲載されているもの。なお、ロシア側は、ロシア側で登録していない第3国の施設の水産食品を輸入し、これを原料として製造した水産食品をロシアに輸入する場合、その衛生状態及び加工度を勘案し、ロシアへの輸入を認めるとしています。）

（参考ホームページアドレス：

[http://www.fsvps.ru/fsvps/importExport/index.html?\\_language=ru](http://www.fsvps.ru/fsvps/importExport/index.html?_language=ru)

上記 及び については、今後申請するもの全てについて、新たなロシア向け輸出水産食品登録施設の登録確認申請の際又は輸入業者に変更のある場合には、ロシア側輸入業者の名前（未定の場合は、判明次第）、日本からロシアへ輸出される水産食品が輸入原料を利用している場合は、証明書発行申請の際に、原産国（輸入原材料の輸入元国）及び当該国の供給施設の番号について、証明書発行機関あてに申請をお願いします。

なお、 に関し、平成21年1月早々にロシア側に、登録施設毎に「証明書発行開始から本年12月末までに輸出実績のあるロシア側輸入業者」を記載したロシア向け水産食品登録施設のリストを提出する予定としています。これまでに輸出実績のあるロシア側輸入業者以外に判明しているロシア側輸入業者がある場合は、ロシア側輸入業者に対応する日本の登録施設番号とともに、平成21年1月7日（水）までに、下記連絡先までFAXにて報告願います。

連絡先

水産庁漁政部加工流通課

担当：伊藤・熊谷

電話：03 - 3502 - 8111（内線 6610）

F A X：03 - 3591 - 6867